

元地福号外
令和2年（2020年）2月21日

市町村介護保険担当部（課）長 様
広域連合介護保険担当部（課）長 様

長野県健康福祉部
地域福祉課福祉監査担当

地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）外部評価の実施について（通知）

標記の外部評価に係る基準日の特例については、平成22年9月17日付の22地福監第49号で通知しているところですが、地域密着型サービス外部評価機関が本年度中に外部評価の実施を予定している事業者から、新型コロナウイルス感染症対策のため外部評価（訪問調査等）の実施延期の申し出があり、評価確定日が翌年度となる場合は下記のとおりといたしますので御承知ください。

なお、長野県地域密着型サービス外部評価機関の長には別添写しのとおり通知しましたので申し添えます。

記

○基準日の特例

新型コロナウイルス感染症対策のため、外部評価（訪問調査等）の実施が延期され、評価の確定日が翌年度となる場合、事業者と評価機関との「評価契約締結日」を基準日とみなし、当該基準日の属する年度は、外部評価を受審したものとして取り扱う。

担 当	地域福祉課福祉監査担当 樋口 隆教（福祉監査幹） 古川 真弓（担当）
電 話	026-235-7127（直通）
F A X	026-235-7172
E-mail	fukushi-kansa@pref.nagano.lg.jp



元地福号外
令和2年（2020年）2月21日

長野県地域密着型サービス外部評価機関の長 様

長野県健康福祉部
地域福祉課福祉監査担当

地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）外部評価の実施について（通知）

日頃から、本県における福祉行政の推進のため、格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

標記の外部評価に係る基準日の特例については、平成22年9月17日付の22地福監第49号で通知しているところですが、貴評価機関が本年度中に外部評価の実施を予定している事業者から、新型コロナウイルス感染症対策のため外部評価（訪問調査等）の実施延期の申し出があり、評価確定日が翌年度となる場合は下記のとおり取り扱いますのでご承知おきいただくともに、該当する事業者には貴職から伝達願います。

なお、市町村及び広域連合には別添写しのとおり通知しましたので申し添えます。

記

○基準日の特例

新型コロナウイルス感染症対策のため、外部評価（訪問調査等）の実施が延期され、評価の確定日が翌年度となる場合、事業者と評価機関との「評価契約締結日」を基準日とみなし、当該基準日の属する年度に外部評価を受審したものとして取り扱う。

担 当	地域福祉課福祉監査担当
	樋口 隆教（福祉監査幹） 古川 真弓（担当）
電 話	026-235-7127（直通）
FAX	026-235-7172
E-mail	fukushi-kansa@pref.nagano.lg.jp